

三原市建築工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、市が行う建築工事（電気設備工事，機械設備工事を含む。以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定めることにより，検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は，次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事関係図書
- (2) 実施状況
- (3) 出来形，品質及び出来ばえ

(検査の準備)

第3条 検査等の円滑化を図るため，検査実施にあたっては，原則として次の各号に掲げる書類等を準備するものとする。

- (1) 書類
 - ア 施工計画書
 - イ 施工図
 - ウ 出来形及び品質管理の資料
 - エ 工程管理の資料
 - オ 工事写真
 - カ その他必要と認められる書類

- (2) 検査に必要な器具等
- (3) 検査時に必要とする交通整理員及び交通安全器具

(検査の方法及び基準)

第4条 検査の方法及び基準は，次のとおりとする。

- (1) 工事関係図書（施工計画書，実施工程表，施工図等，工事の記録，その他必要と認める書類等をいう。）の検査は，当該書類の整備状況を設計図書及び仕様書等（共通仕様書，指針，基準等をいう。以下「設計図書等」という。）と対比して適否を判定するものとする。
- (2) 実施状況の検査は，施工管理（施工計画，工程管理，出来形管理，品質管理，工事写真等その他の施工状況に関する各種の記録等をいう。）及び現場管理（仮設計画，安全管理，現場内の整備状況等をいう。）の状況を設計図書等と対比して，施工内容の適否を判定するものとする。
- (3) 出来形，品質及び出来ばえの検査は，次のとおり行うものとする。
 - ア 出来形，品質

設計図書等と対比して，完成検査は，別表第1から別表第3，中間検査は

別表第4から別表第6に基づき適否を判定するものとする。

イ 破壊検査

外部からの観察及び施工管理の資料等により適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて最小限度を破壊して検査を行うものとする。

ウ 出来ばえ

仕上げ面，とおり，すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視，観察により適否を判定するものとする。

- 2 検査員が特に必要と認めた場合には，別表第1から第6までに掲げる以外の事項を指定して検査することができる。
- 3 図面及び特記仕様書等で管理基準（規格値，施工管理基準，管理方法をいう。以下同じ。）が示されている場合は，当該管理基準を優先するものとする。
- 4 工事内容等により，本基準を適用することが不適当な場合は，適用除外とする。
- 5 規格，品質，数値基準等については，別表第1から別表第6までに定めのないもの，又は第3項によるもの以外は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次によるものとする。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

建築工事監理指針

建築改修工事監理指針

電気設備工事監理指針

機械設備工事監理指針

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

（検査の合否判定）

第5条 検査の合否判定の基準は，次によるものとする。

(1) 合格

観察により，適合し，かつ設計図書等の規格値を満足している場合

(2) 不合格

前号に該当しない場合

附 則

この技術基準は，平成17年11月1日から施行する。

附 則

この技術基準は，平成３０年４月１日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（建築工事）

1 共通事項

- （1）各部の形状，寸法及び数量を確認する。
- （2）各部の施工方法及び仕上材を確認する。
- （3）各部の施工精度及び納まりについて検査する。
- （4）明視できない部分は，報告書，試験成績書，記録写真及び監督員の資料等により確認する。
- （5）建物の周囲及び内部の後片付け及び清掃について検査する。

2 工事別事項

工事区分	検査項目	備考
（1）地業工事	・杭長，杭径，本数及び支持力	
（2）鉄筋工事	・鉄筋の強度 ・配筋状態	
（3）コンクリート工事	・コンクリートの調合及び強度 ・型枠材料及び精度 ・コンクリート打放し面	
（4）鉄骨工事	・鉄骨の材質及び強度 ・接合部の精度	
（5）組積工事	・目地の充填	
（6）防水工事	・漏水の有無 ・シール部の接着	
（7）木工事	・材質及び傷	
（8）屋根工事	・漏水の有無	
（9）金属工事	・手摺等の固定度	
（10）左官工事	・仕上り面の不陸，鏝むら，き裂，浮き等	
（11）建具工事	・開閉，建付及び戸締り ・金属製建具枠周囲の防水処理 ・木製建具の反り	
（12）ガラス工事	・固定状態	
（13）塗装工事	・塗り回数 ・刷毛むら，色むら，たまり等	
（14）内装工事	・床材の不陸，浮き，目違い等 ・壁，天井板の反り，目違い等	

	・紙，布張りのしわ，ふくれ等	
(15)排水工事	・排水管の通水	
(16)植栽工事	・適宜決定する	
(17)雑工事	・適宜決定する	

備考 この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは検査員の判定により適宜決定する。

別表第2（第4条関係）

（電気設備工事）

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し，関連調整を要する工事についてはこれら機器を総合した機能試験を行い，設計図書等どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の構造，形状寸法，数量，配置等の確認並びに管理上の保安について適否確認する。
- (3) 関係官庁，材料メーカー等が行った検査，試験及び明視できない部分等は報告書，試験成績書，記録写真等により確認する。
- (4) 地下埋設工事に関連する整地，残土処理，路面復旧等が完全に行われているか確認する。
- (5) 関係法令，条例，規則に基づく手続きの確認をする。

2 工事別事項

工事 区分	検査項目	備考
(1)屋内配線工事 配線工事 配管工事	・配線の支持方法 ・配線の色別 ・端末処理 ・電線の接続 ・開閉器及び配線器具等への接続 ・管路のふ設状況 ・電線管の接続状態 ・支持間隔及び取付状態 ・配管の屈曲 ・配管に必要なボンド線取付 ・管端の保護 ・ボックス等の位置及び取付状態 ・塗装状態	

(2) 外線工事 架空 地中	・ 建柱及び装柱状態 ・ 電線相互及び他の工作物との隔離状態 ・ 支持間隔及び取付状態 ・ ハンドホールの仕上, 防水状態 ・ 管路等の接続状態	
(3) ケーブル工事	・ 支持間隔及び取付状態 ・ 端末処理 ・ ケーブルの接続状態	
(4) フロア・ダクト工事	・ ダクト内部の仕上状態 ・ ダクトにおける配管方法	
(5) 発電設備工事 キュービクル トランス 発電機	・ 母線相互の隔離及び配線状態 ・ 施錠装置及び危険表示板等の取付状態 ・ 計器, 機器類と電路との接続状態 ・ 変圧器等の油量及び作動状態 ・ 発電機の振動, 共振, 異音発熱状態	
(6) 電灯, コンセント, 動力工事	・ 配線と器具類との接続状態 ・ 取付位置及び取付状態 ・ 点灯状態 ・ 器具の塗装, 汚損 ・ スイッチ及びコンセントの容量 ・ 作動及び保護装置 ・ 機器への接続及びリード線の納り	
(7) 配分電盤工事	・ 結線と外観及び塗装 ・ 内部配線状態及び清掃 ・ 盤及び内部機器の銘板の有無 ・ 結線図の有無 ・ 盤内の過熱, ゆるみ, 断線, 汚損 ・ 取付及び据置状態	
(8) 弱電設備工事 火災, 放送テレビ共 聴電話	・ 取付位置及び取付状態 ・ 配線と器具類との接続状態 ・ 作動及び機能 ・ 器具類の仕上及び汚損 ・ 通話状態	

(9)接地設備工事	・ 接地極及び位置 ・ 接地線の保護状態 ・ 各種接地の適否 ・ 埋設個所の表示の有無	
(10)避雷設備工事	・ 突針，導線の位置及び取付状態 ・ 導線の支持間隔 ・ 接地線の状態	
(11)昇降機設備工事	・ 別に定めるところによる	

備考 この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは検査員の判定により適宜決定する。

別表第3（第4条関係）

（機械設備工事）

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し，関連調整を要する工事については，これら機器を総合した試験を行ない，設計図書等どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の構造，形状寸法，数量，配置等の確認並びに管理上の保安について適否を確認する。
- (3) 関係官公庁，材料メーカー等が行った，検査試験及び明視できない部分等は，報告書，試験成績書，記録写真等により確認する。
- (4) 地下埋設工事に関連する，整地，残土処理，路面復旧等が完全に行われているか確認する。
- (5) 関係法令，条例，規則に基づく手続申請等の確認をする。
- (6) 各種配管工事について次の項目の適否を確認する。

ア 壁，床，梁等貫通個所の施工状況

イ 管の伸縮処置と支持固定の適否

ウ 配管勾配の適否

エ 泥溜り，空気溜り部分の施工状況

オ クロスコネクションの有無

(7) 断熱と塗装の確認

ア 給排水消火管等には有効な凍結又は結露防止措置がしてあるか確認する。

イ 冷暖房及び給湯配管並びに機器類には仕様書による断熱施工が行われているか確認する。

ウ 防錆，仕上げ塗装状況と色分け等の標示状況

2 工事別事項

工事区分	検査項目	備考
衛生設備工事		
(1)給水設備工事	・ 水圧，水量等の確認 ・ 飲料用給水タンクの連絡，配管，液面制御，警報装置及び基礎の適否並びに内部清掃状況	
(2)排水設備工事	・ 合流式と分流式の区分及び通水の確認 ・ 排水ますと接続排水管の関係及び泥留，深さ等の適否 ・ 間接排水を要する機器の排水口空間と防虫措置の適否	
(3)衛生器具設備工事	・ 器具類の取付状況 ・ ひび割れ，きずの有無 ・ 通水，溢水，排水状況及び漏水の有無	
(4)消火設備工事	・ 消火器具の取付状況 ・ 加圧送水装置構成の確認 ・ 放水試験	
(5)給湯設備工事	・ 安全装置と機能の確認 ・ 湯沸機器に対する換気の適否	
(6)ガス設備工事	・ 管の気密試験 ・ 器具の点火試験 ・ 液化ガス発生装置の施工状況 ・ 燃焼機器周辺の防火措置及び給排気の状況	
(7)汚水処理設備工事	・ 仕上状況 ・ 各機器の作動状況 ・ 各そうの水位及び通水の確認及び漏水の有無	
(8)ポンプ設備工事	・ 据付，運転状況及び標準付属品の適否 ・ フートバルブの操作ワイヤーの確認 ・ コンクリート基礎及びグラウンド排水処理の適否	

空気調和設備工事		
(1)機器設備工事	・ 機器の据付及び運転作動状況 ・ 保安及び測定装置の作動状況 ・ 自動制御装置の作動確認 ・ 異常な騒音，振動，発熱等の有無 ・ 取扱，運転管理についての表示の適否	
(2)風道設備工事	・ 風道の気密性の確認 ・ 風道補強，支持の適否 ・ 異常な騒音，振動等の有無 ・ 機器の取付状 ・ 風量，風速，気流の分布状況 ・ 防火，防煙区画の貫通ヶ所の施工状況	
(3)ポンプ設備工事	・ 衛生設備工事に準ずる	

備考 この基準に掲載されていないもの及びこの基準により難しいものは，検査員の判定により適宜決定する。

別表第4（第4条関係）

（建築工事）

1 共通事項

- (1) 各部の形状，寸法及び数量を確認する。
- (2) 各部の施工方法及び仕上材を確認する。
- (3) 各部の施工精度及び納まりについて検査する。
- (4) 明視できない部分は，報告書，試験成績書，記録写真及び監督員の資料等により確認する。
- (5) 建物の周囲及び内部の後片付け及び清掃について検査する。

2 工事別事項

項目	検査項目	検査内容
一般事項	敷地等の状況	・ 敷地全体が確認できる状況 ・ 周囲（建物，道路，隣地境界，下水の放流先等）の状況 ・ 整備及び解体等の対象物の現況
仮設工事	縄張り ベンチマーク 遣方 仮設物等	・ 工事目的の位置等が確認できる状況 ・ ベンチマークの設置状況 ・ 遣方状況 ・ 指定仮設物の状況

土工事	根切り (障害物) 埋戻し，盛土 山留め	・掘削状況 ・根切り底の状況 ・障害物の形状寸法等 ・除去及び処置後の状況 ・埋めもどし状況及び締固めの状況 ・各工法別の状況及び地下水等の処理状況
地業工事 (杭地業) (砂利地業) (捨てコンクリート地業)	材料 工法 杭頭の処理	・長さ，径及びくい先端の形状，品質表示が確認できるもの ・打ち込み状況は機械を入れて全景 ・セメントミルク工法は資材，配合，機器及び試験掘削が確認できる状況 ・場所打ちコンクリートくい工法は鉄筋の組立て状況，検尺，施工機械，ケーシング等 ・試験くいの最終貫入量の測定状況 ・継手の溶接状況が確認できるもの ・切断状況が確認できるもの ・処理後の状況 ・砂利の充てん（厚さ，幅，高さ）及び締固めの状況 ・幅，厚さが確認できる状況
鉄筋工事	材料 継手及び定着 基礎 柱 梁 壁 階段 床板（庇）	・鉄筋の貯蔵状況及びラベルの確認できるもの ・各部位において確認 ・基礎の種別毎に配筋が確認できる状況 ・柱の種別毎に主筋本数及び帯筋の間隔が確認できる状況 ・最上階の柱頭フックの状況 ・はりの種別毎に主筋本数あばら筋の間隔が確認できる状況 ・スリーブの補強状況 ・配筋種別が異なる毎に間隔等が確認できる状況 ・開口部の補強筋が確認できる状況 ・階段の配筋状況 ・配筋種別毎に主筋，配力筋の間隔等が

	ガス圧接	確認できる状況 ・出隅，入隅及び開口部の補強筋が確認できる状況 ・圧接部で各径の異なる毎の施工状況 ・圧接状況
コンクリート工事	試験 (試練りも含む) 型枠 コンクリート 打設	・スランプ，空気量及びフロー等の試験状況 ・細骨材の塩分試験でソルトチェック試験状況 ・供試体の試験状況（公的試験所以外で試験の場合） ・基礎，地中梁及び一般階等に分けて高さ，幅等が確認できる状況 ・各階の打込中（突固め及びタンピング）の状況
鉄骨工事	現寸図 材料 柱脚 建て方 接合	・現寸図の検査状況 ・高力ボルトの品質表示の確認できるもの ・アンカーボルトの状況 ・建て込み検査時の状況 ・主要構造部の溶接状況 ・溶接部検査（超音波探傷試験）の状況 ・高力ボルトの締付け状況 ・締付け検査の状況
ブロック・ALC パネル 及びPCカーテン ウォール工事	材料 配筋 その他	・ブロック等搬入等に規格品の確認できるもの ・鉄筋の配筋及び継手の状況 ・ブロックの交差部，端部欠取り及びモルタル充てん状況 ・れんが積みの施工状況
防水工事	材料 防水 防水層押さえ	・アスファルト類，ルーフィング類等の品質表示の確認できるもの ・下地処理（清掃，乾燥状況，突起物の有無，入隅出隅等）の状況 ・各工程毎の施工状況（立上り，貫通部等の増張り） ・押さえコンクリート，伸縮目地の施工状況

	試験	・ 水張りの状況（室内）
石工事	材料 取付金物モルタル充てん	・ 種類，形状，寸法が確認できるもの ・ 鉄筋，緊結線，引き金物及び裏込めモルタル等の状況
タイル工事	材料 タイル張り 接着力試験	・ 品質表示の確認できるもの ・ 施工状況 ・ 試験の実施状況（叩きによる検査も含む）
木工事	防腐 処理 軸組 床組	・ 防腐剤の処理状況 ・ 施工状況
屋根およびとい工事	屋根 とい	・ 施工状況 ・ 天井裏等の防露および継手の施工状況 ・ 鋼管の地中埋設部分の防錆処理
金属工事	材料 軽鉄 下地 その他	・ 品質表示の確認できるもの ・ 壁，天井下地の施工状況 ・ 開口部の補強，溶接部及び切断箇所の塗装状況 ・ 手すり，タラップ等の取付け状況
左官工事	材料 下地 モルタル塗り 耐火被覆	・ 各種吹付け材料の製造所及び製品名が確認できるもの ・ 下地の処理状況 ・ 床，壁等の施工状況 ・ 厚さ，密度の検査状況
建具工事	製作 取付	・ 骨組の状況（フラッシュ戸） ・ 建具及びカーテンボックスの取付け状況 ・ くつずりのモルタル充てん状況 ・ 周囲のモルタル充てん状況
塗装工事	材料 塗装	・ 材料の規格及び製造所名等が確認できるもの ・ 下地処理の状況 ・ 各工程の塗布状況
内装工事	材料 内装	・ 材料の品質表示及び接着剤等が確認できるもの ・ 施工の状況

舗装工事 (コンクリート舗装) (アスファルト舗装) (縁石・側溝)	路床	・路床に不適当な土質，障害物がある場合の処理状況
	路盤	・材料の敷均し及び転圧状況，下層，上層剤と使用機械の施工状況
	打設	・コンクリートの打込み状況
	目地	・コンクリート版の収縮，膨張目地及び目地材の注入状況
	表層	・加熱式アスファルトコンクリート舗装の転圧状況
排水工事	切取り検査	・舗装厚の確認状況
	材料	・規格及び形状が確認できるもの
	据付け	・地業の施工状況
植栽工事	材料	・管類の品質表示が確認できるもの
	根切り	・土工事に準ずる
	排水管排水柵	・柵及び管の敷設状況
雑工事	材料	・土じょう改良剤の品質表示が確認できるもの
	シーリング	・樹木の根巻き，はち土等の施工状況
	敷地境界石標	・植付け，又は張付け等の施工状況
取り壊し	材料	・品質表示の確認できるもの
	シーリング	・バックアップ材及び下地処理の施工状況
	敷地境界石標	・根巻き及び埋込みの施工状況
取り壊し		・撤去後及び周囲の清掃等の状況
		・機器等による取り壊し状況
		・残材の積み込み
		・運搬中及び最終処分状況

別表第5（第4条関係）

（電気設備工）

1 共通事項

- (1) 各部の形状，寸法及び数量を確認する。
- (2) 各部の施工方法及び仕上材を確認する。
- (3) 各部の施工精度及び納まりについて検査する。
- (4) 明視できない部分は，報告書，試験成績書，記録写真及び監督員の資料等により確認する。
- (5) 建物の周囲及び内部の後片付け及び清掃について検査する。

2 工事別事項

項目	検査項目	検査内容
一般事項	着工前の状況 隠ぺい部分に使用する材料	・増築工事の場合主要箇所の状況 ・品質表示のできる状況
配管工事	埋込隠ぺい配管 照明器具，プルボックス，盤類の取付 塗装	・コンクリート埋込及び二重天井，壁内配管の状況，コンクリート埋込部との接続部 ・位置ボックス及びボンディングの状況 ・防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の配管後の防水処理貫通孔及び配管後の防火処理 ・壁埋込盤類，キャビネット回りの配管ボンディングの状況 ・埋込，隠ぺい部分の配管，ボンディングの状況，キャビネット回りの取付け状況 ・建築工事に準じる（下地処理）
配線工事	電線類の接続 ケーブル配線	・電灯位置ボックス内の電線相互の接続状況 ・ケーブル末端処理及び接続部，支持間隔が確認できる状況
機器取付工事	照明器具・盤類等	・照明器具支持金具，吊りの状況，口出線の施工状態，接地線の接続状況
接地工事	接地極，接地導線の接続	・接地極の寸法，埋設状況及び極板と導線の接続の状況
避雷設備工事	突針 導線の接続 接地極	・支持金物の取付状態 ・導線の鉄骨などとの接続状態 ・接地工事に準ずる
受変電設備及び自家発電設備工事	基礎主要機器 埋込及び地中配管 接 地 極	・基礎の配筋及びアンカーボルトの取付け状況 ・機器類の据付 ・コンクリート打設前，掘削部埋設前配管状況 ・接地工事に準ずる
架空配線工事	建柱	・根入れ深さを確認できる状況 ・建柱後埋戻し前に根かせ部分の状況

地中配線工事	地中配線工事	・埋設深さが確認できる状況 ・標識シートの敷設，埋戻しの状況 ・管路の防蝕処理の状況
構内交換設備工事	マンホール・ハンドホール ケーブルの敷設 機器の据付	・現場打マンホール，ハンドホールの配筋など ・接続部及び端末処理 ・固定金具の取付状況
エレベータ設備工事	取付 試験	・巻上機取付前後の状況 ・かごの取付中の状況 ・三方枠取付中の状況 ・各種試験中の状況

別表第6（第4条関係）

（機械設備工）

1 共通事項

- （1）各部の形状，寸法及び数量を確認する。
- （2）各部の施工方法及び仕上材を確認する。
- （3）各部の施工精度及び納まりについて検査する。
- （4）明視できない部分は，報告書，試験成績書，記録写真及び監督員の資料等により確認する。
- （5）建物の周囲及び内部の後片付け及び清掃について検査する。

2 工事別事項

項目	検査項目	検査内容
一般事項	着工前の状況 材料（特に配管類隠ぺい部分材料） 電気工事	・増築の場合主要箇所の状況 ・品質表示の確認できる状況 ・電気工事に準ずる
給排水衛生備工事	インサート・スリーブ 衛生器具の取付状況	・スリーブ，箱入れ，インサートの取付け状況 ・防水施工前的大便器取付状況 ・壁内陶器取付補強板，補強枠の取付け状況 ・防水施工後の排水金具の取付け状況

	配管 保温 塗装 防食 試験	・配管類の埋設状況 ・配管類の壁中埋込部の状況 ・配管類の天井内隠ぺい状況 ・防水層貫通部の処理状況 ・配管の保温施工中の状況 ・防火区画の貫通部の処理状況 ・配管類のさび止め塗装状況 ・防食テープ巻の状況 ・圧力試験等の状況
空気調和設備工事	配管 風道 機器の据付け 機器の据付け 保温・塗装 試験	・給排水衛生設備工事に準ずる ・風道の支持方法の状況 ・振れ止め防振ゴムの取付け状況 ・ダンパー，フランジ等の取付け状況 ・基礎の配筋及びアンカーボルトの取付け状況 ・機器の組立中及び据付け状況 ・煙道の伸縮継手 ・煙道の支持固定の取付け状況 ・煙道の壁貫通部の施工状況 ・ダクト類の鉋取付け及び施工工程の状況 ・チャンバー内部の消音状況 ・その他は給排水衛生設備工事に準ずる ・圧力試験等の状況
し尿浄化槽， 地下タンク等 （基礎柵等）	土工事 地業工事 鉄筋工事 コンクリート工事 地下タンク F R P 製浄化槽 本体	・建築工事に準ずる ・防水被覆状況 ・品質表示及び人槽を確認できる状況 ・据付け状況